

## 【新規】電気工事業の開始通知に必要な書類

※郵送ではなく窓口において申請をされる場合は、事前にご連絡ください。

提出書類	個人	法人
電気工事業開始通知書 様式第14の2 (第10条の2)	○	○
履歴事項全部証明書	-	○
誓約書 (登録申請者用)	○	-
誓約書 (法人用)	-	○
電気工事士免状の写し	○	○
(第一種電気工事士の場合) 講習受講歴の写し	△ (※1)	△ (※1)
(第二種電気工事士の場合) 認定電気工事従事者認定証の写し	△ (※1)	△ (※1)
備付器具調書	○	○
測定機器貸出承諾書	△ (※2)	△ (※2)
備付器具調書に記載した器具の製造年等が分かる写真又は現物 (借用器具を含む)	○	○
営業所位置図	○	○
店舗見取図 (平面図)	○	○
<p>・備付器具調書について営業所が複数ある場合は、営業所ごとに備付器具調書を記載してください</p> <p>・申請の際は、測定機器の保有確認を行っております。機器の確認は写真 (全体及び器物番号のわかるもの) 又は現品にて行いますので、写真添付がない方はご持参となります。</p> <p>・ (※1) 電気工事士免状の種類に応じ、講習受講歴の写しもしくは認定電気工事従事者認定証の写しどちらかの提出が必要です。</p> <p>・ (※2) 「継電器試験装置」及び「絶縁耐力試験装置」を借受されている場合にのみ提出が必要です。</p>		

※提出先

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号  
 佐賀県政策部危機管理・報道局危機管理防災課 保安担当  
 TEL : 0952-25-7027  
 Mail : kikikanribousai@pref.saga.lg.jp

様式第14の2(第10条の2)

電気工事業者開始通知書

× 受 理 年 月 日	
× 通 知 番 号	

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

〒

住 所  
氏名又は名称  
法人にあつては  
代表者の氏名  
連絡先電話番号

電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第1項の規定により、次のとおり通知します。

1 営業所

営業所の名称	所在の場所

2 法人にあつては、その役員の氏名

3 電気工事業の開始予定年月日

令和 年 月 日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 ×印の項は、記載しないこと。  
3 電気工事の種類欄には「一般用電気工作物」又は「自家用電気工作物」、もしくはその両方を記載すること。

【個人情報について】  
お預かりした個人情報は、その目的を達成するためのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。  
詳しくは、佐賀県ホームページの「佐賀県個人情報保護方針」をご覧ください。